

総説

医療者としての医療通訳 Healthcare Interpreter as a Healthcare Professional

押味貴之¹⁾
Takayuki Oshimi¹⁾

1)国際医療福祉大学医学部 医学教育統括センター

1)Office of Medical Education, School of Medicine, International University of Health and Welfare

Abstract

In 2014, the Ministry of Health, Labour and Welfare launched a project to improve the environment for international patients in response to the growing demand for healthcare interpreters with a certain level of guaranteed quality in the field of healthcare. Therefore, in 2017, the ministry entrusted the Japan Medical Education Foundation with creating a standardized curriculum for healthcare interpreters. The 12th item of the codes of conduct for healthcare interpreters stipulated in the standardized curriculum is “collaboration with other healthcare professionals.” To collaborate with other healthcare professionals, healthcare interpreters are required to work as healthcare team members. To make this possible, the presenter argues that all healthcare interpreters should fulfill the following three conditions: 1) continuing to study medicine, languages, and interpreting; 2) having sufficient skills and knowledge about accepting international patients and assisting in accepting patients with limited Japanese proficiency; and 3) taking responsibility for establishing a dialogue between patients and healthcare professionals, emphasizing “how the message was understood,” not “how the message was delivered.”

要旨

医療現場において一定の品質が保証された医療通訳者の需要が高まったことに伴い、2014年に厚生労働省は「外国人患者受入れ環境整備推進事業」として、医療通訳者およびコーディネーターの配備による拠点病院構築を開始した。2017年に同省は一般社団法人日本医療教育財団に委託して「医療通訳育成カリキュラム基準」を作成した。この「医療通訳育成カリキュラム基準」で定められている「医療通訳者の行動規範（職業倫理）」の12番目の項目として「他の専門職との連携」があり、医療通訳者には「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」が求められている。この「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」を可能とするために、筆者は「医療機関に勤務する医療通訳者を育成する教育者」の立場から、医療機関で求められる医療通訳者として下記の3つの要素を期待する。1) 医療・言語・通訳の研鑽を続ける。2) 通訳業務以外にも外国人受入業務に関する十分な知識を有し、必要で可能な場合には受入業務を補助する。3) 「どう伝えるか」よりも「どう伝わったか」を重視し、患者と医療者の対話を成立させる責任を持つ。

キーワード：医療通訳、医療通訳認定、医療通訳養成

Keywords: Healthcare Interpreting, Medical Interpreting, Accreditation of Healthcare Interpreting, Certification of Healthcare Interpreting

1. 「医療通訳士認定制度」の発足

日本国内における在住外国人および訪日外国人の増加に伴い、医療現場において一定の品質が保証された医療通訳者の需要が高まった。2014年に厚生労働省は「外国人患者受入れ環境整備推進事業」として、医療通訳者およびコーディネーターの配備による拠点病院構築を開始した。これに伴い2017年に同省は「医療通訳育成カリキュラム基準¹⁾」とそれに基づいた「医療通訳テキスト²⁾」を作成し、医療通訳者の役割、持つべき知識や能力、技能について明示し、そうした医療通訳人材を育成するための実施規定を具体的に提示した。2016年には厚生労働行政推進調査事業（地域医療基盤開発推進研究）の一環として「医療通訳の認証のあり方に関する研究³⁾」が実施され、日本における外国人に対する診療の現状、日本と海外の医療通訳の現状とその課題、そして日本における認証制度のあり方が提示された。2017年にはこの研究を引き継ぐ形で「医療通訳認証の実用化に関する研究⁴⁾」が実施され、医療通訳認証制度実用化における課題を抽出し、その解決策について学術的に検討すると共に、医療通訳認証実用化に向けた方法が

提示された。

この提示を受けて、2018年に国際臨床医学会(ICM)の制度委員会の部会として「医療通訳認定部会」が発足し、日本渡航医学会、日本国際保険医療学会、そして日本熱帯医学会と協働して「医療通訳の認証資格を認定する制度」としての「医療通訳士認定制度」が2020年3月に発足した。この認定制度で認定された医療通訳者による医療通訳サービスが将来医科診療報酬の対象となることで医療通訳者の待遇が改善し、結果として外国人医療の質が向上することが期待されている。

2. 医療通訳士認定制度の概要

この「医療通訳士認定制度」では「医療通訳試験合格者認定」と「実務者認定」という2つの資格を認定することに加え、医療安全の向上のための「ICM認定医療通訳士講習会」の実施をその活動の柱としている。

2.1. 「医療通訳試験合格者認定」の概要

「医療通訳の認証制度の研究⁵⁾」では日本において医療通訳認証試験を導入する際には「経験のある医療通訳者が数多く試験の開発に加わって試験の妥当性を高めることに加え、試験開発の専門家を招いて試験の信頼性を高め、また認証試験の妥当性と信頼性の検証は、試験と利益相反のない第三者機関が実施することが望ましい」と提案された。この条件を基に「医療通訳認定試験の研究⁶⁾」では日本国内の医療通訳資格試験を調査し、実行可能性が高い医療通訳認証試験を実現するための指針として「医療通訳認証試験の認定ガイドライン案」が提案された。

「医療通訳士認定制度部会」ではこのガイドライン案を基に、2019年8月30日に「国際臨床医学会認定医療通訳士認定のための医療通訳試験実施団体募集要項⁷⁾」を公開した。各医療通訳試験実施団体に関して「医療通訳士認定制度部会」がガイドライン案にある8項目を審査し、適格と認められた下記の3つの団体による6つの医療通訳試験が「国際臨床医学会認定医療通訳試験」と認定された⁸⁾。

国際臨床医学会認定医療通訳試験

一般財団法人 日本医療教育財団

- 医療通訳技能認定試験(基礎・専門)英語(2019年度以降が対象)
- 医療通訳技能認定試験(基礎・専門)中国語(2019年度以降が対象)

一般社団法人 通訳品質評議会

- 一般通訳検定試験 上級【医療】日英(2019年度以降が対象)
- 一般通訳検定試験 上級【医療】日中(2019年度以降が対象)

一般社団法人 日本医療通訳協会

- 医療通訳技能検定試験(英語)(2020年度10月以降が対象)
- 医療通訳技能検定試験(中国語)(2020年度10月以降が対象)

上記の試験の合格者は「国際臨床医学会認定医療通訳試験合格者」として認められ、当該試験合格後1年以内に「医療通訳士認定制度部会」が制定する「ICM認定医療通訳士講習会」を受講する資格が付与される。講習会の受講後、「医療通訳士認定制度部会」に申請を行い、審査において適格と判断された場合には「ICM認定医療通訳士」として認定される。認定の有効期限は4年となり、認定を継続するためには4年毎の更新手続きが必要となる¹⁰⁾。

2.2. 「実務者認定」の概要

医療通訳の実務経験はあるものの、諸事情で「国際臨床医学会認定医療通訳試験」を受験することが困難な医療通訳者は「ICM認定医療通訳士講習会」を受講した後、医療通訳実績を証明する医療機関による推薦状、医療通訳の実務能力に関する推薦状、言語運用能力の証明書を指定の様式に沿って「医療通訳士認定制度部会」に提出し、書類審査にて合格した場合には「実務者認定」として「医療通訳試験合格者認定」と同様に「ICM認定医療通訳士」として認定される。この有効期限は4年となり、認定を継続するためには4年毎の更新手続きが必要となる¹⁰⁾。

2.3. 「講習会」の内容

上述の「医療通訳育成カリキュラム基準」では「医療通訳者の自己管理」という項目を設定し、「万全な体調で業務にあたるための感染予防と体調、メンタル管理の必要性について理解し、ストレスやバーンアウトなどの予防法、対処法について知る」ことができるように「医療通訳者の健康管理」「感染症と感染経路」「医療通訳者の心の管理」という学修項目を立てている。しかしこの学修項目に対して設定されている学修時間は「90分(1単位)以上」となっているため、これらの項目に関しては従来の医療通訳育成カリキュラムに沿った育成では不十分と考えられている。そこで「医療通訳士認定制度部会」が制定する「ICM認定医療通訳士講習会」では「医療安全」「感染対策」「法と倫理」という学修大項目を設定し、「医療通訳育成カリキュラム基準」では不十分となっている「医療通訳者の自己管理」に関する学修効果を高めると同時に、医療事故防止の対策としている。またICM認定医療通訳士の有効期間は4年間であり、認定を継続するには認定期間中に「ICM認定医療通訳研修(必修)(30ポイント)」と、資格認定ポイ

ント取得(合計50ポイント以上)の合計80ポイント以上が必須となっている¹⁰。

3. 医療現場で求められる医療通訳者

上述の「医療通訳育成カリキュラム基準」で定められている「医療通訳者の行動規範(職業倫理)」の12番目の項目として「他の専門職との連携」があり、医療通訳者には「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」が求められている。この「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」を可能とするために、筆者は「医療機関に勤務する医療通訳者を育成する教育者」の立場から、医療機関で求められる医療通訳者として下記の3つの要素を期待する。

3.1 医療・言語・通訳の研鑽を続ける

「医療通訳育成カリキュラム基準」で設けられている学修時間は最低でも75時間以上となっているが、これは医療通訳の実務において必要な知識や技能の習得には十分とは言えない。医学は日々進歩しており、最新の医療知識を習得するための自己研鑽は医療通訳者にも必須である。通訳で扱う言語に関しても医学の知識と同様に変化しており、言語に関する自己研鑽も必須である。また医療現場では様々な情報端末が使用されており、通訳や翻訳に関する機材、ソフト、アプリケーションの使用方法やその利点・欠点に関する知識も必須である。これら医療・言語・通訳の研鑽を続ける生涯学習者としての姿勢が医療通訳者には求められる。

3.2 通訳業務以外にも外国人受入業務に関する十分な知識を有し、必要で可能な場合には受入業務を補助する

上述のように「医療通訳育成カリキュラム基準」では医療通訳者には「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」が求められている。実際の医療現場では外国人患者が受診する際には医療通訳以外にも様々な業務が発生する。したがって医療通訳者がチーム医療の一員として機能するためには、外国人受入業務に関する十分な知識を有し、必要で可能な場合にはこういった医療通訳以外の業務にも従事あるいは補助することが求められる。

3.3 「どう伝えるか」よりも「どう伝わったか」を重視し、患者と医療者の対話を成立させる責任を持つ。

Pöschhackerは質の高い通訳を議論する上で、下記の4段階の通訳モデルを提示している²。

1. 原発語に正確な通訳
2. 通訳言語として聞きやすい通訳
3. 話者の意図が反映されている通訳
4. コミュニケーションとして成功している通訳

質の低い「訳出物」としての通訳は「原発語に正確な通訳 = 何も足さない・引かない・変えない通訳」に過ぎないが、通訳サービスとして成立している質の高い通訳にはこれに加えて「聞きやすく」また「話者の意図が反映されて」おり、さらに「コミュニケーションとして成功している」という要素が加わっている。近年では自動翻訳機も普及しているが、それらは発話を「どう伝えるか」という点では補助可能であるが、質の高い通訳の要素である「どう伝わったか」までを担保する機能は2022年現在では備わっていない。したがって医療現場で医療通訳サービスを提供する際には「どう伝わったか」を重視し、患者と医療者の対話を成立させる責任を持つという意識が重要となる。

4. 結語

医療通訳者には「チーム医療の一員として他の専門職と情報共有、連携を図ること」が求められているが、そのためには医療通訳者には1) 医療・言語・通訳の研鑽を続ける 2) 通訳業務以外にも外国人受入業務に関する十分な知識を有し、必要で可能な場合には受入業務を補助する 3) 「どう伝えるか」よりも「どう伝わったか」を重視し、患者と医療者の対話を成立させる責任を持つ、という3つの要素が求められると考える。

研究資金

本研究に関する研究資金はない。

利益相反自己申告

開示すべき利益相反はない。

引用文献

1. 医療通訳カリキュラム基準. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/000209866.pdf>
2. 医療通訳テキスト. <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000385181.pdf>
3. 医療通訳の認証のあり方に関する研究. <http://kokusairinshouigaku.jp/publicity/>
4. 医療通訳認証の実用化に関する研究. <https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201721060A>
5. 医療通訳の認証制度の研究. <http://kokusairinshouigaku.jp/publicity/files/201620052A0009.pdf>

6. 医療通訳認証試験の研究. <https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201721060A>
7. 国際臨床医学会認定医療通訳士認定のための医療通訳試験実施団体募集要項.
http://kokusairinshouigaku.jp/activities/authentication/m-interpreter/files/guidelines_eg01.pdf
8. 医療通訳試験合格者認定. <http://kokusairinshouigaku.jp/activities/authentication/m-interpreter/auth/auth02.html>
9. 実務者認定. <http://kokusairinshouigaku.jp/activities/authentication/m-interpreter/auth/auth03.html>
10. 「ICM 認定医療通訳士」の有効期間と更新について. <http://kokusairinshouigaku.jp/activities/authentication/m-interpreter/auth/auth05.html>

***責任著者 Corresponding author : 押味貴之 (e-mail: oshimi@iuhw.ac.jp)**